

76 農地・水保全管理支払交付金

【復旧・復興対策分 6 2 9 百万円】

【うち復興庁計上分 6 2 9 百万円】

対策のポイント

震災の影響により破損や機能低下した農地周りの水路の補修等に取り組む集落を支援します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「農地・農業用水等の資源や土地改良施設の保全管理・整備について見直し、施設の長寿命化等を図る。また、保全管理等を円滑に実施するため、NPO等の活用を含め、集落を支える広域的な保全管理体制を構築する。」とされたところです。
- ・一方、東日本大震災で被災した農地・農業用施設の復旧については、多くは災害復旧事業等に対応しているところですが、農地周りの施設について、小規模な損壊や、応急手当により通水したが十分に機能回復されていない水路なども多くあります。
- ・このため、農地・水保全管理支払交付金の枠組みを活用して、地域が主体となった、こうした施設の補修等に機動的かつきめ細やかに取り組む活動を支援することが必要です。

政策目標

被災した農地周りの水路等の早期の復旧

<主な内容>

1. 被災した農地周りの水路等の地域共同による復旧活動への支援

東日本大震災により被災を受けた施設、またはその影響により機能低下等を生じた水路の補修等に取り組む集落に対して、地域協議会等を通じて復旧活動支援交付金を交付します。

（ 復旧活動支援交付金 6 1 7 百万円
事業実施主体：地域協議会 等 ）

（支援単価）

	田	畑	草地
都府県	4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a
北海道	3,400円/10a	600円/10a	400円/10a

※支援単価は国と地方の合計

2. 被災地における広域化・体制強化した組織の設立への支援

東日本大震災の被災地においては、広域化・体制強化した組織の設立を推進するため、集落等関係者間の合意形成、現状把握のための調査等に必要な経費を地域協議会等に交付します。

（ 農地・水保全管理支払推進交付金 1 3 百万円
事業実施主体：地域協議会 等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 （03-6744-2447（直））]

農地・水保全管理支払交付金

【復旧・復興対策分 629 百万円】

【うち復興庁計上分 629 百万円】

東日本大震災により農地周りの水路等が被災

- 東日本大震災により被災した農地周りの水路等、災害復旧事業等で十分な対応が出来ていない施設が多く存在しており、こうした施設の補修等にきめ細やかに対応することが必要。

農地・水保全管理支払交付金

- 集落コミュニティを基盤として、農地周りの小規模な損壊などの被災した施設の補修等に地域共同で取り組む活動を支援。

復旧活動支援交付金

617 百万円

- ・ 地域共同で行う農地・水路等の資源の日常の保全管理等（共同活動支援交付金の取組）と併せて実施。
- ・ 東日本大震災等の被災地域における機動的かつきめ細やかな水路の復旧等の取組を支援。

	田	畑	草地
都府県	4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a
北海道	3,400円/10a	600円/10a	400円/10a

※支援単価は国と地方の合計

農地・水保全管理支払推進交付金

13 百万円

- ・ 広域での取組を強化する活動組織の設立を推進するため、地域協議会等を支援。

東日本大震災被災地における農地・水保全管理支払交付金の活用事例

【取組概要】

- 東日本大震災により、地区内のU字フリューム水路において、受台からの水路の落下や破損が発生。
- このため、作付に間に合わせるよう、農地・水保全管理支払交付金を活用して、活動組織の構成員が被災した水路の補修を実施。
- 落下した水路の再布設や破損箇所の補修を行い、作付までに通水を実現。



地震により受台から落下した水路



地域での復旧活動により通水